

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について（議案第 6 7 号）

衛生検査課

1 改正の理由

- (1) 第一種動物取扱業の登録証の再交付に係る手数料の額を定める。
- (2) 特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付に係る手数料の額を定める。
- (3) 犬又は猫の引取りに係る手数料の額を見直す。

2 内容

- (1) 第一種動物取扱業の登録証の再交付に係る手数料の額は、1 件につき 1, 1 0 0 円とする。
- (2) 特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付に係る手数料の額は、1 件につき 1, 1 0 0 円とする。
- (3) 犬又は猫の引取りに係る手数料の額について、次のとおり引き上げる。

（1 頭又は 1 匹につき）

区 分	現 行	改正案	改定幅
生後 6 0 日以上の子犬又は子猫	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
上記以外の犬又は猫	6 0 0 円	1, 2 0 0 円	6 0 0 円

3 施行期日

令和 6 年 1 0 月 1 日